

第4期中期目標・中期計画対比表

第4期中期目標	No.	見出し	第4期中期計画	指標・数値目標																								
第1 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織		第1 中期計画の期間及び教育研究上の基本組織																										
1 中期目標の期間		1 中期計画の期間																										
令和7年4月1日から令和13年3月31日までの6年間とする。		令和7年4月1日から令和13年3月31日までの6年間とする。																										
2 教育研究上の基本組織		2 教育研究上の基本組織																										
この中期目標を達成するため、次のとおり教育研究上の基本組織を置く。		この中期計画を達成するため、次のとおり教育研究上の基本組織を置く。																										
<table border="1"> <tr><td>医学部</td><td>医学科</td></tr> <tr><td>保健医療学部</td><td>看護学科 理学療法学科 作業療法学科</td></tr> <tr><td>医療人育成センター</td><td></td></tr> <tr><td>大学院</td><td>医学研究科 保健医療学研究科</td></tr> <tr><td>専攻科</td><td>公衆衛生看護学専攻 助産学専攻</td></tr> <tr><td>附属施設</td><td>病院 総合情報センター 研究連携推進機構</td></tr> </table>	医学部	医学科	保健医療学部	看護学科 理学療法学科 作業療法学科	医療人育成センター		大学院	医学研究科 保健医療学研究科	専攻科	公衆衛生看護学専攻 助産学専攻	附属施設	病院 総合情報センター 研究連携推進機構		<table border="1"> <tr><td>医学部</td><td>医学科</td></tr> <tr><td>保健医療学部</td><td>看護学科 理学療法学科 作業療法学科</td></tr> <tr><td>医療人育成センター</td><td></td></tr> <tr><td>大学院</td><td>医学研究科 保健医療学研究科</td></tr> <tr><td>専攻科</td><td>公衆衛生看護学専攻 助産学専攻</td></tr> <tr><td>附属施設</td><td>病院 総合情報センター 研究連携推進機構</td></tr> </table>	医学部	医学科	保健医療学部	看護学科 理学療法学科 作業療法学科	医療人育成センター		大学院	医学研究科 保健医療学研究科	専攻科	公衆衛生看護学専攻 助産学専攻	附属施設	病院 総合情報センター 研究連携推進機構		
医学部	医学科																											
保健医療学部	看護学科 理学療法学科 作業療法学科																											
医療人育成センター																												
大学院	医学研究科 保健医療学研究科																											
専攻科	公衆衛生看護学専攻 助産学専攻																											
附属施設	病院 総合情報センター 研究連携推進機構																											
医学部	医学科																											
保健医療学部	看護学科 理学療法学科 作業療法学科																											
医療人育成センター																												
大学院	医学研究科 保健医療学研究科																											
専攻科	公衆衛生看護学専攻 助産学専攻																											
附属施設	病院 総合情報センター 研究連携推進機構																											
第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標		第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置																										
1 教育に関する目標		1 教育に関する目標を達成するための措置																										
(1) 入学者の受入れに関する目標		(1) 入学者の受入れに関する目標を達成するための措置																										
<p>医学・医療の攻究と地域医療への貢献等を掲げる建学の精神を基本に、入学受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った能力、意欲及び適性を持った優れた人材を確保する。</p> <p>また、入学選抜のあり方については、社会経済情勢等を踏まえ、適宜の見直しを行う。その際には、道と連携して、地域医療関係者も含め、幅広く意見集約を図る。</p>	1	<p>アドミッション・ポリシーに 適う入学者の確保</p> <p>入学選抜に当たっては、学部・研究科各々のアドミッションポリシーに 適う入学者を確保するため、IR部門と連携して入学者のデータを長期的に収集するなど、選抜方法及び入試広報の検証と必要な見直しを行った上で志願者確保の取組を推進する。 入学選抜方法のあり方を見直すときは、道と連携し地域医療関係者も含め幅広く意見集約する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・（学部入試：入学前）各種取組等の参加者の満足度又は肯定的意見の割合：80%以上 ・（学部入試：入学後）入学時調査による各種取組に対する肯定的意見の割合：80%以上 ・関係の各会議における入学選抜方法、入試広報の取組についての点検及び必要に応じた改善：年1回以上 ・広報HP掲載内容の検討及び必要な見直し：毎年度 ・（研究科入試）説明会等参加者の満足度又は肯定的意見の割合：80%以上 ・（研究科入試）研究科収容人数充足率：修士課程0.50以上、博士課程0.33以上 																									
(2) 教育内容及び成果等に関する目標		(2) 教育内容及び成果等に関する目標を達成するための措置																										
<p>建学の精神及び教育理念に基づき策定する学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に沿った質の高い教育を行い、次の数値指標を掲げ、高度で専門的な能力を有し、人間性豊かで地域医療に貢献する強い意志を持った優秀な医療人を育成する。</p>	2	<p>学部・研究科各々のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づき、定期的に教育課程の点検・評価を行うとともに必要に応じた改善を図り、教育内容の充実や質の向上に取り組む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教育課程の定期的な点検・評価及び必要に応じた改善：年1回 																									
<table border="1"> <tr><th>設定内容</th><th>目標値</th></tr> <tr><td>新卒者の医師国家試験合格率</td><td>期間平均96%以上</td></tr> </table>	設定内容	目標値	新卒者の医師国家試験合格率	期間平均96%以上	3	<p>高度で専門的な能力を有し、人間性豊かで地域医療に貢献する強い意志を持った優秀な医療人を育成するため、アセスメント・ポリシー（学修成果の評価の方針）に基づき、学修成果の到達度を評価する指標等の運用を行うとともに、定期的な点検・評価を行い必要に応じた改善を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新卒者の医師の国家試験合格率：96%以上（毎年度） ・新卒者の看護師、理学療法士及び作業療法士の国家試験合格率：94%以上（毎年度） ・学修成果の到達度を評価する指標等の定期的な点検・評価及び必要に応じた改善：年1回 																					
設定内容	目標値																											
新卒者の医師国家試験合格率	期間平均96%以上																											

第4期中期目標・中期計画対比表

第4期中期目標	No.	見出し	第4期中期計画	指標・数値目標
(3) 教育の実施体制等に関する目標			(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置	
教育の質の向上を図るため、教育内容や教授能力を改善・向上させるための組織的な取組を積極的に推進するとともに、学生の教育環境の改善・充実に努め、効果的な教育実施体制を構築する。	4	F D活動の推進	教育方法・内容の改善につなげるよう、教員の教育力の向上を目指し、学部・研究科の特性や課題に応じたF D活動等を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・本学の課題に応じたF Dセミナーの実施：年1回以上 ・教員の研修会、セミナー等への参加：年1回以上（教員の実参加率 75%以上） ・ワークショップ開催：年2回以上
	5	学生の臨床能力向上	学生の臨床能力をさらに向上させるとともに、先進医療技術習得に対応できるよう、臨床技能トレーニング施設を効果的に用いた教育実施体制の充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・学生及び教員を対象とした臨床技能トレーニング施設の満足度調査、要望調査及び必要に応じた改善：令和8年度・令和11年度（満足度調査、要望調査）、随時（必要に応じた改善）
(4) 学生への支援等に関する目標			(4) 学生への支援等に関する目標を達成するための措置	
学生の学修意欲及び学修成果を高めるため、学生ニーズを踏まえた学修支援や生活支援等の体制の充実を図る。	6	学生生活支援	学生ニーズを的確に聴取・把握するとともに、修学環境の整備を含めた学生支援の充実に資する取組を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・学生からの意見等を聴取し、検討する機会の設定：年1回以上
	7	学生のキャリア支援	学生一人一人が将来のキャリアに対する目標意識を高め、専門職として自身の資質・能力を向上させていくことができるよう、各学部や関係機関の連携の強化を推進し、キャリア支援の充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・各学部や関係機関の連携強化に資する会議の開催、情報交換及び協議等：年4回以上
2 研究に関する目標			2 研究に関する目標を達成するための措置	
(1) 研究水準及び研究の成果に関する目標			(1) 研究水準及び研究の成果に関する目標を達成するための措置	
先端的領域における国際水準の基礎研究及び臨床研究を推進するとともに、ゲノム医療等を踏まえた新しいがん対策や再生医療等の道民ニーズの高い医療・保健・福祉に関する研究に取り組む。	8	独創的なシーズの開発	独創的なシーズを生み出すため、異分野研究者との交流、製薬企業等へのPR等により医学研究の充実を図るとともに、新たな研究に繋げるため、展示会への出展を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・展示会への出展：年3回以上
	9	橋渡し研究の推進	再生医療や免疫学等の基礎医学研究の幅広い臨床応用に向け、先端医学研究を基盤とした橋渡し研究を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・競争的資金（各省庁等及び民間財団）の当年度新規申請件数及び継続件数：期間平均800件以上
	10	道民ニーズに沿った研究の推進	ゲノム医療等を踏まえた新しいがん対策等の道民ニーズの高い医療・保健・福祉に関する研究について、学部、研究施設、講座、他の研究機関等の枠を超えて研究者間の情報交換を積極的に進め、研究活動の活性化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・がんに関する研究者間の情報交換の実施：令和12年度までに3回
	11	若手研究者の育成	若手研究者の育成に向け、科学研究費補助金、財団が公募する研究助成金等の採択数の増加につながる研究意欲の醸成と質の高い研究環境の整備を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・主に若手研究者を対象とした科学研究費補助金申請書作成レクチャーの開催（講師：科研費獲得実績のある教員）：年2回以上
(2) 研究実施体制等に関する目標			(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置	
研究活動を積極的に推進し、研究水準及び成果を高めるため、大学の研究機能や研究支援体制の充実に努めるなど、より一層の研究基盤の強化を図る。	12	オープンサイエンス推進に伴う研究成果の発信及び地域における情報入手支援	オープンサイエンス推進のため、機関リポジトリ等での研究成果の発信力を強化する。また、地域における情報入手を支援するため、道内医療従事者への論文等情報入手支援を積極的に行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・機関リポジトリでの研究成果の公開促進：公開件数令和12年度までに累計50件以上（紀要論文、博士論文を除く） ・道内医療従事者からの依頼論文の入手成功率：毎年度85%以上
	13	研究支援体制の充実	研究活動の推進のため、薬事、知的財産等の専門的知識を有する特任教員を継続配置しながら、研究支援・研究者支援体制の整備・検証を行い、研究支援における教員と事務局との連携を強化するとともに、研究支援体制の充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・専門的知識を有する特任教員の継続配置 ・全国規模の民間団体研究助成事業の採択数：年10件以上・年平均15件以上

第4期中期目標・中期計画対比表

第4期中期目標	No.	見出し	第4期中期計画	指標・数値目標
3 附属病院に関する目標			3 附属病院に関する目標を達成するための措置	
(1) 診療に関する目標			(1) 診療に関する目標を達成するための措置	
診療機能の改善・充実に向けた取組を積極的に実施し、高度救命救急医療、がん医療、再生医療等の高度・先端医療をはじめとする、最高レベルの医療の提供に努めるとともに、医療の安全体制の充実及び医療サービスの向上に積極的に取り組む。	14	高度専門医療の提供、診療機能の充実	がん診療・肝疾患診療等について、連携拠点病院として中核的な役割を担い、高度専門医療を提供するとともに、手術部など診療機能の改善・充実に向けた取組を継続的に行う。 また、医療サービスの向上を図るため、患者満足度調査や附属病院に設置しているセンターの役割・機能検証と課題整理に継続的に取り組む。	<ul style="list-style-type: none"> 連携拠点病院としての中核的な役割を担うためのセミナー等の開催：年27回以上 患者満足度調査の実施：毎年度
	15	神経再生医療の推進	神経再生医療（脊髄損傷）について顕著な効果が実証されていることから、厚生労働省による本承認取得へ向けて構築した診療連携体制を維持、継続する。また、実施機関の全国への拡大に取り組む。	<ul style="list-style-type: none"> 神経再生医療の患者受入病床の維持：8床（毎年度） 神経再生医療実施機関（当院除く）：10機関（令和12年度）
	16	医療安全の向上	医療の質・安全の確保、向上を図るため、医療安全監査委員会による監査、特定機能病院間の医療安全相互チェック（ピアレビュー）、医療安全部の体制強化を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 医療安全講演会の受講率：100% 医療安全講演会の実施：年2回 医療安全に関する研修会の実施：年5回
(2) 臨床教育に関する目標			(2) 臨床教育に関する目標を達成するための措置	
高度な知識や技術と豊かな人間性とを兼ね備えた地域医療に貢献する医療人を育成するため、臨床研修の内容の充実及び拡充を図るとともに、研修環境の改善に取り組む。 また、道内の地域医療に従事する医師、看護師等のキャリアアップに向けた支援を引き続き行う。	17	研修医等の確保及びキャリア支援	研修医及び専攻医の確保に向け、臨床研修・医師キャリア支援センターの活動の充実を図り、研修医及び専攻医のキャリアデザインに関する支援を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 臨床研修等に関わる医師等による研修管理、情報共有・意見交換のための会議等の開催：年10回以上 研修医を対象に指導医による個人面談を実施：年1回以上
	18	メディカルスタッフ育成のための研修等の充実	高度なメディカルスタッフを育成するため、院内及び院外の医療従事者を対象とした研修等の取組を充実させ、キャリアアップに向けた支援を引き続き行う。	<ul style="list-style-type: none"> 院内メディカルスタッフ向け研修等の開催回数：年68回以上 院外メディカルスタッフ向け研修等の開催回数：年28回以上 理学療法士及び作業療法士の研修に対する満足度：80%以上
(3) 運営の改善及び効率化に関する目標			(3) 運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置	
病院経営の自立化を進めるため、既存棟の改修や増築棟の整備終了による効果を最大限活用した上で、経営方針等に基づく適切な収入を確保し、かつ、経費全般にわたる効率的執行に努め、病院運営の改善を不断に図る。	19	病院経営の効率化	病院の理念・基本方針を踏まえ、効率的な病院経営を図るため、診療報酬制度に基づく適切な収入の確保、効率的な物流体制の推進による医薬材料費比率の抑制等により、財務基盤の強化に取り組む。	<ul style="list-style-type: none"> 病床利用率：83.0%以上（令和12年度） 医薬材料費比率：46.7%以下に抑制（令和12年度）
(4) 新たな感染症対策に関する目標			(4) 新たな感染症対策に関する目標を達成するための措置	
新たな感染症の発生時に備え、感染症対策を万全に行えるよう、多様な専門人材を養成するとともに、地域や医療機関の訓練などに活用できる知見を提供する。 また、発生の疑いを把握した場合は、速やかに入院、検査診療などの医療等を提供できるよう必要な体制の整備に取り組む。	20	新たな感染症対策	新型コロナウイルス感染症発生時の対策、対応状況を踏まえ、新たな感染症対策を行うことができるよう、発生の疑いを把握した場合は、速やかに入院、検査診療などの医療等を提供できる体制を整備し、診療科横断的な感染症診療の中心的な役割を担う人材や、総合的な感染症対策を実践できる人材を育成し、附属病院における感染症医療の高度化を図るとともに、地域や医療機関の訓練などに活用できる知見を提供するなど、地域における感染症対策の推進に寄与することに取り組む。	<ul style="list-style-type: none"> 感染症関連医療従事者の育成の実施 感染症対策に関する情報提供の実施：年2回以上 感染症対策に関する外部への人材派遣（講師派遣）の実施：年1名以上

第4期中期目標・中期計画対比表

第4期中期目標	No.	見出し	第4期中期計画	指標・数値目標								
4 社会貢献に関する目標		4 社会貢献に関する目標を達成するための措置										
(1) 地域医療等への貢献に関する目標		(1) 地域医療等への貢献に関する目標を達成するための措置										
<p>本道の地域医療提供体制の確保に向け積極的な役割を果たすため、道、関係機関等との連携を強め、地域からの要望を適切に踏まえ、道立病院をはじめとする地域の公的医療機関等への医師、助産師等の派遣機能を強化するとともに、働き方改革に十分に対応しながら、地域における医師確保に向けた取組を引き続き行い、地域医療の充実に貢献する。</p> <p>また、地域医療機関への医師派遣に資する専攻医の確保に取り組むこととし、地域においては、依然として厳しい医師不足の状況にあるため、次の数値指標を掲げ、積極的に医師派遣に取り組む。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>設定内容</td> <td>目標値</td> </tr> <tr> <td>公的医療機関の派遣要請への応諾率</td> <td>期間平均98%以上</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>設定内容</td> <td>目標値</td> </tr> <tr> <td>専攻医確保数</td> <td>期間平均90人以上</td> </tr> </table>	設定内容	目標値	公的医療機関の派遣要請への応諾率	期間平均98%以上	設定内容	目標値	専攻医確保数	期間平均90人以上	21	医師等派遣による地域医療支援	働き方改革に対応しながら、本道の地域医療に貢献するため、道等と連携を強め、また、地域からの要望を適切に踏まえ、教員派遣、地域医療機関からの診療支援要請及び緊急的な医師派遣要請への対応並びに道立病院をはじめとする地域の公的医療機関等への医師派遣・助産師出向や専攻医の確保の強化に取り組む。	<ul style="list-style-type: none"> ・公的医療機関の派遣要請への応諾率：期間平均98%以上 ・専攻医確保数：期間平均90人以上
設定内容	目標値											
公的医療機関の派遣要請への応諾率	期間平均98%以上											
設定内容	目標値											
専攻医確保数	期間平均90人以上											
(2) 診療支援等の充実にに関する目標		(2) 診療支援等の充実にに関する目標を達成するための措置										
<p>救急医療、がん対策、リハビリテーション支援等に関する本道の医療体制の充実を図るため、地域の医療機関に対する診療支援及び診療連携、医療従事者の研修・研究活動等の支援並びに治療と仕事の両立をはじめとする患者等に対する相談支援体制の充実に積極的に取り組む。</p>	22	地域医療機関との診療連携体制の強化及びがん等の相談支援充実	地域医療機関との診療連携体制等の強化を図るとともに、拠点病院の指定を受けているがん、肝疾患、エイズに関する相談支援に取り組む。また、治療と就労の両立支援に向け、国の方針に基づき関係機関と連携し、相談体制の充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・連携拠点病院としての中核的な役割を担うためのセミナー等の開催：年27回以上【再掲】 								
(3) 災害医療への対応に関する目標		(3) 災害医療への対応に関する目標を達成するための措置										
<p>基幹災害拠点病院として、平時から災害医療に精通した医療従事者の育成や、必要な資器材等の備蓄を適切に行うなど、災害医療体制の充実強化を図る。</p> <p>また、災害時においては、DMAT（災害派遣医療チーム）等の被災地域への派遣に関する対応など関係機関と連携し、地域への支援に取り組むなど、災害医療への中心的役割を果たす。</p>	23	救急・災害医療体制の充実	救急・災害医療体制を充実させるため、北海道DMAT養成研修を開催するなど、DMAT及び原子力災害医療派遣チーム員を養成し、災害時には、道内DMATの派遣調整など、災害医療の中心的な役割を果たす。また、災害時に必要な資器材等の備蓄を適切に行うなど基幹災害拠点病院として災害医療体制の充実強化に取り組む。	<ul style="list-style-type: none"> ・DMATチーム数：7チーム以上（令和12年度） ・原子力災害医療派遣チーム数：2チーム以上（令和12年度） ・北海道DMAT養成研修の開催：年1回以上 								
(4) 地域の保健福祉の向上に関する目標		(4) 地域の保健福祉の向上に関する目標を達成するための措置										
<p>道、市町村等の医療・保健・福祉に関する政策形成・調査や疾病予防・健康づくりのための活動を支援し、地域の保健福祉の向上に貢献する。</p>	24	地域の医療・保健・福祉の取組支援	地域の医療・保健・福祉に関する計画・企画の立案や健康づくりに関する取組を支援するため、道、市町村等からの審議会委員への就任、講師の派遣等の依頼に協力するほか、医療・保健・福祉行政に関する職員の知識修得及び意識向上を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・医療・保健・福祉行政に関する講習会等の開催：年1回以上 								
(5) 教育研究活動の情報発信等に関する目標		(5) 教育研究活動の情報発信等に関する目標を達成するための措置										
<p>健康寿命の延伸等に貢献するため、教育研究活動の成果に関する情報発信に積極的に取り組むとともに、道民に対する生涯学習機会の提供や健康福祉に関する意識の高揚を図る。</p>	25	道民の健康意識啓発	健康寿命の延伸等への貢献の観点から、教育研究活動の内容や成果に関する情報発信、道民に対する生涯学習機会の提供を推進することにより、道民の健康福祉に関する意識の高揚を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・包括連携協定等に基づく公開講座等に対する受講者等の満足度調査における肯定的評価の割合：年平均85%以上 ・情報発信、生涯学習機会の提供：年12回以上 								
5 産学・地域連携に関する目標		5 産学・地域連携に関する目標を達成するための措置										
<p>研究成果の実用化と社会への還元を積極的に進めるため、企業や地域の研究機関等との連携を深めるとともに、附属研究連携推進機構の機能の充実を図る。</p>	26	産学・地域連携の強化及び研究成果の発信強化	研究成果を医薬品や医療機器等の開発に繋ぐため、民間企業や異業種研究機関との連携強化と、研究内容及び成果の積極的かつ効果的な情報発信に取り組むとともに、研究成果を社会に還元する機会として、地域シンポジウムの開催や研究協力の呼びかけ等を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・特許実施許諾契約等の契約数：年43件以上 ・自治体等と連携した事業の実施：令和12年度までに1回以上 								

第4期中期目標・中期計画対比表

第4期中期目標	No.	見出し	第4期中期計画	指標・数値目標
6 国際交流及び国際貢献に関する目標			6 国際交流及び国際貢献に関する目標を達成するための措置	
グローバルな視野を持った人材を育成するため、外国の大学、研究機関等との交流・連携を推進する。 また、国際水準の研究を進めるとともに、札幌医科大学が有する高度な知識や優れた技術を活用し、国際的医療・保健の発展に貢献する。	27	グローバル人材の育成	国際的かつ先進的な医療の推進及びグローバルな視野を持つ人材育成を図るため、海外の大学や研究機関との連携を深め、国際交流の拡大・活性化に向けた取組を積極的に行う。	・海外留学を含めた国際交流経験率（学部卒業までに海外留学・研修・派遣、国内外で行われる医療関連の国際交流行事参加などの経験を持つ学生の学生定員に対する割合、オンラインを含む）：10%以上 ・留学した学生に対する満足度調査、定期的検証及び必要に応じた見直しの実施：年1回以上
	28	国際的医療の発展	国際的医療・保健の発展に貢献するため、国内外から高く評価される研究等に重点的に取り組む。	・状況に応じた積極的な外国出願 ・外国企業が参加する展示会への出展：年1回以上
第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標			第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置	
1 運営に関する目標			1 運営に関する目標を達成するための措置	
大学の特色を生かしながら、地域医療への貢献等の大学の役割を発揮するため、理事長（学長）のリーダーシップの下、迅速な意思決定を通じ、効果的・効率的で、かつ、責任ある大学運営を推進する。	29	理事長によるリーダーシップ体制の維持・充実	理事長（学長）のリーダーシップが十分に発揮でき、課題を迅速に解消するための体制の維持・充実に取り組む。	・理事長（学長）の意思決定を支援する組織における検討：年12回以上
2 組織及び業務等に関する目標			2 組織及び業務等に関する目標を達成するための措置	
(1) 業務遂行に関する目標			(1) 業務遂行に関する目標を達成するための措置	
教職員の人事制度の適切な運用・改善を図るとともに、採用手法の多様化や研修の充実等により、事務職員の専門性を高めるとともに、業務遂行能力の向上を図る。	30	事務職員の計画的採用及び教員業績評価制度の運用	事務職員の採用を中長期的な視点で計画的に進めるとともに、教員の業績評価制度について、当該制度の目的を踏まえた運用を図る。	・社会情勢に応じた採用情報の提供等：年6回以上
	31	職員研修の充実による人材育成	大学運営の一層の高度化を推進するため、全職員を対象としたSD活動実施計画を策定し、同計画に基づき、職域を越えた研修機会の創出を図るとともに、体系的なSD研修活動に取り組む。また、法人採用事務職員に係る人材育成を推進するため、専門研修やスキルアップ研修の実施のほか効果的な研修の実施に取り組むとともに、自主研究に対する経費の助成など、事務職員の業務遂行能力の向上に取り組む。	・計画に基づく研修回数の実施率：92%以上
(2) 組織体制に関する目標			(2) 組織体制に関する目標を達成するための措置	
大学及び病院を取り巻く環境の変化に適切に対応するとともに、業務全般及び組織体制の計画的見直しを進め、業務の一層の効率化及び組織体制の簡素・効率化を図る。	32	効率的な組織体制の構築	社会環境の変化を的確に把握し、限られた人材を適時適切に措置するとともに、業務の効率化や組織の柔軟な見直しを進め、簡素で効率的な組織体制の構築に取り組む。	・各所属における短期的及び中期的な課題を考慮した簡素で効率的な執行体制の構築 ・管理職に占める女性の割合：25%以上（期間平均） ・カダバーセンターの機能・役割の点検・評価及び必要に応じた見直し
第4 財務内容の改善に関する目標			第4 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置	
1 財務基盤の確立に関する基本的な目標			1 財務基盤の確立に関する基本的な目標を達成するための措置	
(1) 収入の確保に関する目標			(1) 収入の確保に関する目標を達成するための措置	
科学研究費補助金など国や民間等の外部研究資金の獲得に積極的に取り組む。 また、診療収入をはじめとする自己収入の更なる確保を図り、財務基盤を強化することで、着実に財務内容の改善に取り組む。	33	外部研究資金等による自己収入の確保	本学研究者による研究費の申請を支援する取組により科学研究費補助金等の外部研究資金を確保するとともに、寄附金、治験等の自己収入を確保する。	・競争的資金（各省庁等及び民間財団）の当年度の獲得金額（継続分含む）：期間平均6億円以上
	34	多様な収入確保策による自己収入の増加	診療報酬制度に基づく適切な収入の確保やクラウドファンディングなどの寄附金や財産貸付の拡充などの多様な収入確保策に取り組む、自己収入の増加を図る。	・法人の自己収入：令和6年度対比5%増（令和12年度）

第4期中期目標・中期計画対比表

第4期中期目標	No.	見出し	第4期中期計画	指標・数値目標				
(2) 経費の効率的執行に関する目標		(2) 経費の効率的執行に関する目標を達成するための措置						
<p>業務全般及び組織体制の計画的見直しを進め、管理的経費等の一層の効率的な執行により、経費の抑制を図る。</p> <p>また、医薬材料費比率の抑制などによる診療経費縮減に取り組む。</p> <p>なお、財務内容の改善について、次のとおり数値指標を設定する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>財務内容の改善</td> <td>業務の効率化等に取り組み、運営費交付金を少なくとも前年度比1%縮減(特別の事情がある場合を除く。)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	目標値	財務内容の改善	業務の効率化等に取り組み、運営費交付金を少なくとも前年度比1%縮減(特別の事情がある場合を除く。)	35	業務運営の効率化等による経費節減	<p>管理的経費等の執行を定期的に検証するとともに、業務運営の効率化(事務業務の効率化及びシステムの利活用)を進めるなど、様々な視点から経費の抑制及び節減に取り組む。</p> <p>また、附属病院においては、医薬材料費比率の抑制などによる診療経費縮減に取り組む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 運営費交付金：少なくとも前年度比1%縮減(特別の事情がある場合を除く。)
項目	目標値							
財務内容の改善	業務の効率化等に取り組み、運営費交付金を少なくとも前年度比1%縮減(特別の事情がある場合を除く。)							
2 資産の運用管理に関する目標		2 資産の運用管理に関する目標を達成するための措置						
<p>資産の状況を点検・把握し、適切な管理及び効率的・効果的な運用を図る。</p>	36	資産の有効活用	<p>資産の有効活用を図るため、3年ごとに実施する保有資産利活用状況調査結果を踏まえて、課題の検討整理及び管理運用方法の改善に取り組む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 保有資産利活用状況の点検：令和9・12年度 課題の検討整理及び管理運用方法の改善：校舎等施設整備委員会等を年1回以上開催 				
第5 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標		第5 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するための措置						
1 評価の充実にに関する目標		1 評価の充実にに関する目標を達成するための措置						
<p>P D C A サイクルを活用し、教育・研究、組織・運営等の状況について自己点検・評価及び第三者評価を適切に実施し、結果を公表するとともに、法人の業務運営の改善に反映させる。</p>	37	自己点検・評価等による業務改善	<p>客観的なデータに基づく自己点検・評価を毎年度実施し、その結果を公表する。また、自己点検・評価の結果に加え、ステークホルダーの意見や第三者評価の結果を業務運営の改善に反映させる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 客観的なデータに基づく自己点検・評価の実施：年1回以上 ステークホルダーの意見を聴取する会議等の開催：年1回以上 				
2 情報公開等の推進に関する目標		2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置						
<p>道民に開かれた大学として、積極的な情報の公開・提供を行い、道民に対する説明責任を果たす。</p>	38	ステークホルダーに対する情報公開及び広報意識向上	<p>国内外の多様なステークホルダーへの説明責任を果たすため、教職員全員の広報意識向上を図るとともに、財務情報と非財務情報(特色ある教育・研究・臨床、社会貢献、国際・学術交流、医療活動)を組み合わせ、長期ビジョンや中期計画等と有機的に統合した「統合報告書」を作成し、公表する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 統合報告書の作成及び公表：年1回 広報研修の開催：年1回 				
第6 その他業務運営に関する重要目標		第6 その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置						
1 施設設備に関する目標		1 施設設備に関する目標を達成するための措置						
(1) 施設設備の整備、活用等に関する目標		(1) 施設設備の整備、活用等に関する目標を達成するための措置						
<p>計画的な施設整備を着実に進めるとともに、施設整備の効果を最大限活用し、教育・研究・病院機能の一層の高度化及び充実強化を図る。</p>	39	計画的な施設整備	<p>現有施設の効果を最大限活用し、教育・研究・病院機能の一層の高度化及び充実強化を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 施設の計画的改修・更新工事：令和7～12年度 				
(2) 施設設備の維持管理に関する目標		(2) 施設設備の維持管理に関する目標を達成するための措置						
<p>施設設備の適切な維持管理及び効率的な利用により、施設の長寿命化や管理運営に関するコストの縮減に努めるとともに、中長期的視点に立った計画的な整備に取り組む。</p>	40	施設の維持保全	<p>施設の長寿命化及び管理運営に関するコストの縮減を図るため、中長期的視点に立って施設の適切な保全及び機能の維持を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 施設の計画的改修・更新工事：令和7～12年度【再掲】 必要に応じた設備修繕等の実施：令和7～12年度 				
2 安全管理等の業務運営に関する目標		2 安全管理等の業務運営に関する目標を達成するための措置						
(1) 危機管理体制に関する目標		(1) 危機管理体制に関する目標を達成するための措置						
<p>災害及び事故に対する危機管理体制や化学物質の適正管理等の安全衛生管理体制の整備等を強化し、安心・安全な環境整備に努める。</p>	41	職員及び学生の危機対応能力向上	<p>災害等発生時における危機対応に関し、危機対策マニュアル等を活用した教育・研修及び防災訓練等を実施し、教職員や学生等の危機対応能力の向上を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 消防計画に基づく火災訓練：年1回 消防計画に基づく地震訓練：年1回 				
	42	安全衛生意識の向上及び職場環境の安全確保	<p>労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に基づき、化学物質等の適正な使用等の安全衛生管理に関わる啓発、職場巡視等を行うことにより、安全衛生意識の向上を図り、職場環境の安全を確保する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 安全衛生管理に関わる研修会等の実施：年1回以上 				

第4期中期目標・中期計画対比表

第4期中期目標	No.	見出し	第4期中期計画	指標・数値目標
(2) リスクマネジメントに関する目標			(2) リスクマネジメントに関する目標を達成するための措置	
大学運営等に対する社会的な信用や評価に損失を与える可能性があるリスクを回避するため、法人のリスクマネジメントを強化する取組を推進する。	43	職員の危機管理意識向上	想定されるリスクに対する危機の未然防止、危機発生後の対応等について、リスクマネジメント研修を通して役員、教職員等の危機管理意識の向上を図る。	・リスクマネジメント研修の実施：年1回以上
(3) 情報管理に関する目標			(3) 情報管理に関する目標を達成するための措置	
個人情報の保護に関する法律等に基づき、個人情報の適切な管理を行うとともに、情報セキュリティ対策の充実・強化を図る。	44	情報セキュリティ対策及び情報ネットワーク基盤の整備	定期的なシステム更新等の実施、技術的、人的の両面における情報セキュリティ対策の強化等により情報資産の安定稼働、各種の脅威からの保護及び情報漏洩等の防止に取り組むと共に、大学及び附属病院において、情報ネットワークや医療情報のさらなる活用を目指し、安全で効率的な情報ネットワーク基盤の整備を推進する。	・全情報セキュリティ担当者を対象とした情報セキュリティに関する講習会の実施：年1回以上 ・上記講習会の受講率：100%（新規担当者）、90%以上（その他の担当者） ・患者情報等の保護など、情報セキュリティ対策が講じられた診療用外部ネットワークの確立：令和9年度まで
(4) 省エネルギーの推進等に関する目標			(4) 省エネルギーの推進等に関する目標を達成するための措置	
省エネルギーの推進等、環境に配慮した活動を実践する。	45	省エネルギー推進	設備更新時の高効率機器の採用及び職員への省エネ・節電の周知等による省エネルギーの推進など、環境に配慮した活動に取り組む。	・省エネ・節電強化期間中の各職員の取組状況に係る事後チェックを実施：年1回以上 ・職員研修（階層別）内での省エネに関する研修の実施
3 法令遵守等に関する目標			3 法令遵守等に関する目標を達成するための措置	
道民に信頼される大学運営を行うため、不断に内部統制システムの検証・改善を図るとともに、法人全体のコンプライアンスを強化するための新たな取組を実施するなど、法令及び倫理規範の遵守をより一層徹底する。 また、全てのハラスメント防止に向けた取組を推進する。	46	職員の倫理意識醸成及び法令遵守	法人全体のコンプライアンス強化のため、倫理意識の醸成や職務遂行に当たって職員が常に自覚すべき法令等の遵守をより一層徹底するものとし、新たな取組の実施とともに、倫理研修（職場研修）等の機会を通じて、「全てのハラスメント防止」に向けた取組についても、一層の推進を図る。	・倫理研修（職場研修）等の実施：年2回以上 ・ハラスメント関係規程の改正及び体制の強化等
	47	研究不正防止	競争的資金等の使用に関する不正をはじめとする研究活動上の不正行為を防止するため、「コンプライアンス及び研究倫理教育研修実施要領」に基づく教育研修を実施し、競争的資金等の適正な執行、研究倫理に関する理解促進及び不正の事前防止を図る。	・コンプライアンス及び研究倫理教育研修会受講対象者の受講率：100%